P T A 会 則

柏市立松葉第一小学校

はじめに

柏市立松葉第一小学校は昭和56年4月に開校しました。松葉第一小PTAは会員一人ひとりの声を大切にして、みんなが参加する身近なPTAを目指して誕生しました。このPTA活動に一人でも多くの方が、積極的に参加していただくために、この「会則」があります。よくお読みいただき、ご活用ください。

<u>PTA</u>

保護者は誰でも我が子の幸せな成長を願っています。PTAはP(保護者)とT(先生)とが協力して、児童の幸せと健やかな成長のために学習し合い連絡し合って、教育に対する理解を深め合ったり教育環境を改善したりすることを課題としています。

児童は集団の中で育ちます。そのためには、保護者や先生方、地域の方々との協力が不可欠です。 松葉第一小学校 PTA はそのための橋渡しになれるよう活動する組織です。

松葉第一小学校 PTA

松葉第一小学校 PTA は以下の基本方針のもとに活動します。

- 1. 松葉第一小学校 PTA は、児童の学校生活をより良くするために活動する
- 2. PTA の入退会は任意とする(時期、期間も自由)
- 3. PTA が実施する各活動の運営組織、参加者はボランティアで構成される
- 4. PTA の活動には会員以外にも積極的に参加を募り、保護者、教職員、地域ボランティアを含め、学区全体で気軽に参加できる活動を行う

柏市立松葉第一小学校PTA会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、柏市立松葉第一小学校PTAと称し、運営委員会を同校に置く。
- 第2条 本会は、家庭と学校の緊密な連絡により、児童の福祉増進をはかるとともに、会員相互の親 睦を深めることを目的とする。
- 第3条 前条の目的達成のため、次の活動を行う。
 - 1. 学校教育の理解と協力に関する活動
 - 2. 学校の教育環境の整備をはかる活動
 - 3. その他、本会の目的達成に必要な活動

第2章 方針

- 第4条 本会への入会・退会は任意であり、入会時期や活動期間においても制限を設けない。
- 第5条 本会での活動は会員個人の可能な範囲で行うものであり、他の会員の協力の下、活動範囲 や期間について制限を設けない。
- 第6条 本会は、宗教的並びに政治的活動、また営利を目的とした活動はしない。
- 第7条 本会はPTA活動の母体となる運営委員会を設置する。
- 第8条 個別活動については参加者を都度募るボランティア制とする。
- 第9条 本会会員は別途定めるPTA会費を支払う。

第3章 会員と活動

- 第10条 本会は、児童の保護者及び教職員をもって構成し、任意の団体とする。
- 第11条 本会の会員は、会員として平等の権利と義務を有する。
- 第12条 本会へは入会届を提出することで、本会会員となる。
- 第13条 会員は、退会届を提出することにより、本会を退会することができる。
- 第14条 本会の活動は、運営母体となる運営委員会と一般会員、ボランティアによって行われる。
- 第15条 本会の活動は、参加する会員数およびボランティア数に応じて活動に優先順位を設け、可能な範囲で取り組む。

第4章 運営委員会および会計監査

- 第16条 本会に運営委員会を置く
 - 1. 運営委員会は以下の構成とする 役割:会長1名(保護者)、運営委員4名以上(保護者)、 会計2名以上(保護者2名、教職員1名)
 - 2. 本会に会計監査2名(保護者)を置く。
 - 3. 運営委員の構成・人数に関しては、PTA活動の状況を勘案して、運営委員会での協議を経て変更することができる。

第5章 運営委員及び会計監査の任務

- 第17条 会長は、本会を代表し総会及び運営委員会を招集し、その他一切の会務を 統括する。
- 第18条 運営委員は、会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。
- 第19条 会計は、本会の会費の収支にあたり、毎月会計報告を行い、監査を経た 年間収支決算を総会に報告する。
- 第20条 会計監査は、年間2回会計を監査し、総会に報告する。
- 第21条 運営委員は可能な限り継続的な活動が可能な会員が担う。

第6章 会 議

第22条 総会は、本会の最高決議機関であり、会長が招集する。 定期総会は年1回とし、会員の過半数の同意をもって成立する。 必要のある時は、臨時に総会を招集することができる。

- 第23条 総会は、次のことを決議する。
 - 1. 事業計画及び会務の報告と承認
 - 2. 予算、決算の承認
 - 3. 会則の変更
 - 4. その他、運営委員会の提出した事項
- 第24条 運営委員会は、会長が招集し、会の重要事項の審議、執行並びに各委員及び、 部会の連絡調整にあたる。
- 第25条 運営委員会は、必要に応じて開催し、総会に次ぐ決定機関とする。
- 第26条 議事は、出席人員の過半数をもって決定する。

第7章 組織と活動

第27条 会務を遂行するために次の分科会を設ける。

- 1. 広報・ボランティアセンター(常設)
 - 本会の運営委員および各活動の参加者の募集活動
 - 本会の活動および課題などについての広報活動
- 2. 会計(常設)
 - 本会活動にかかる予算および経費の管理
- 3. 地区委員会(常設)
 - 児童の校外生活補導に関すること。
 - 児童の交通安全対策に関すること。
 - 地区内の連絡調整や地区の問題を検討し、運営委員会にはかること。
- 4. 文化委員会 ※運営委員会への参加希望人数に応じて設けることを判断する
 - 会員の親睦を深める活動と教養を高める活動に関すること。
- 5. 環境委員会 ※運営委員会への参加希望人数に応じて設けることを判断する
 - 児童及び会員の健康増進と環境の整備に関すること。
- 6. その他活動
 - 保護者や教職員との交流の場としてスポーツおよび文化活動を推奨する
 - 各活動については保護者からの提案を受け運営委員会で公認の是非を決める
- 第28条 上記その他、必要に応じて分科会を設けることができる。
- 第29条 分科会を含む、本会の組織や構成に関して、運営委員会で協議し変更・解散を決定する ことができる。

第8章 会費・会計

- 第30条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。
- 第31条 会費は、1世帯年額 2,000 円とする。
- 第32条 会費は、本会の目的達成のための活動にのみ使用することとする。
- 第33条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第9章 会則の改正

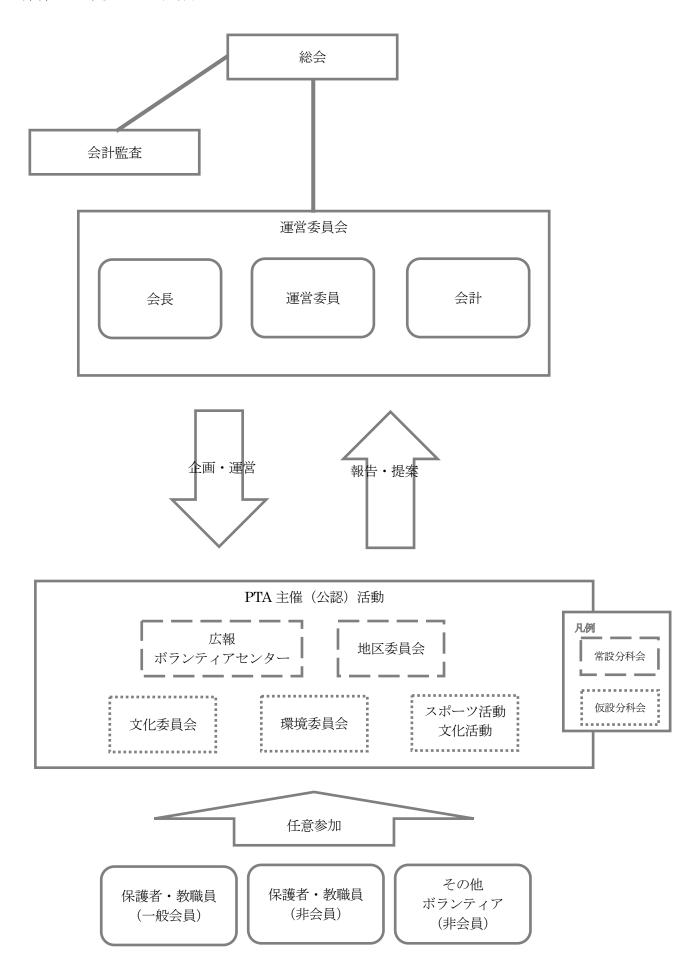
第34条 会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。 但し、改正案の内容は、総会前にあらかじめ書面でこれを全会員に通知しなければならない。

第10章 付則

この付則は昭和52年12月18日より実施する。

昭和59年3月10日 一部改正 昭和62年4月25日 一部改正 平成10年4月20日 一部改正 平成10年4月18日 一部改正 平成14年2月15日 一部改正 平成17年4月22日 一部改正 一部改正 平成22年1月13日 平成24年2月29日 一部改正 平成30年4月20日 一部改正 令和元年10月26日 一部改正 令和4年4月21日 一部改正

令和5年1月25日 PTA見直しのため全面改正



松葉第一小学校PTA慶弔顕彰規定

慶弔に関しては、原則として次のとおり行うものとする。

第2条 転退職記念品について 教職員の転退職の場合は、記念品を贈呈する。(3,000円)

第3条 教職員結婚の場合 教職員結婚の場合は、祝金 5,000円を贈呈する。

第4条 本規定による慶弔金及び記念品は、父母の代表及び教職員の代表が届ける。

第5条 本規定に該当しない災害、慶弔慰の必要ある場合は、その都度運営委員会により決定する。

第6条 PTA活動の健全な発展及び松葉一小の教育向上に功労のあった場合については、 これを表彰することが出来る。表彰に関しては、運営委員会において 協議し決定する。

- 付 則 1. 本規定は昭和58年 4月 1日より実施する。
 - 2. 本規定は昭和59年 3月10日に改正する。